

東京都地域冷暖房区域指定委員会設置要綱

制定 平成21年11月17日 21環都環第304号

(設置目的)

第1条 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に基づく地域冷暖房区域の指定、変更及び指定の取消しに関して、専門的な見地から学識経験者の意見を聴くため、東京都地域冷暖房区域指定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- 一 地域冷暖房区域の指定（再指定を含む。）、変更及び指定の取消しに関する事項
- 二 地域エネルギー供給の実績報告及び改善計画に関する事項
- 三 熱供給設備の更新計画に関する事項
- 四 その他地域冷暖房に関し、特に必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、環境局長が委嘱する学識経験者6名以内の委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。ただし、連続する在任期間は原則として8年を超えないものとする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、会長は委員の互選により選任する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第6条 委員会は、環境局長が招集する。

- 2 環境局長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課において処理する。

(会議の運営)

第8条 会議は公開とする。

(議事録及び会議資料)

第9条 会議ごとに議事録を作成することとする。

- 2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
- 4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則（平成21年11月17日21環都環第304号）
この要綱は平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日25環都環第663号）
この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日26環エ都第184号）
この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日27環地環第472号）
この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月12日28環地次第247号）
この要綱は平成28年12月12日から施行する。